

証券コード 3370

平成29年2月21日

株 主 各 位

北海道苫小牧市晴海町32番地
株式会社フジタコーポレーション
代表取締役社長 藤 田 博 章

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月7日(火曜日)午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月8日(水曜日)午前10時
2. 場 所 北海道苫小牧市表町四丁目3番1号
グランドホテルニュー王子 2階 若草の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fujitacorp.co.jp>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、定款にA種優先株式に関する規定を設ける旨の本定款変更議案及び第2号議案のご承認を条件として、A種優先株式を発行することいたしました。本議案は、A種優先株式の発行を行うため、以下のとおり定款変更を行うことについてご承認をお願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 3,462,000株とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数等) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 3,462,000株とし、発行可能種類 株式総数は、 <u>普通株式が</u> <u>3,362,000株、A種優先株式が</u> <u>100,000株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株と する。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>普通株式</u> <u>につき100株とし、A種優先株式</u> <u>につき1株</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設)	<p style="text-align: center;">第 2 章の 2 A種優先株式 (A種優先株式)</p> <p>第11条の2 当社の発行するA種優先株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>(1) 優先期末配当金</p> <p>当社は、剰余金の期末配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と併せて以下「A種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、第三者割当増資又はこれらに類する事由があった場合には、当会社取締役会決議でその必要に応じて適切に調整することができる。）に、以下に定める配当年率（以下「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「優先期末配当金」という。）の配当を行う。なお、優先期末配当金に、各A種優先株主等の保有に係る優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、既に同じ事業年度中に定められた基準日よりA種優先株主等に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(2) <u>優先配当年率</u> <u>優先配当年率は、2%とする。</u></p> <p>(3) <u>累積条項</u> <u>ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う金銭による剰余金の配当額が優先期末配当金の額に達しないときは、当該不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、当該事業年度以降に係る普通株主等に先立ち、A種優先株主等に対して配当を行う。</u></p> <p>(4) <u>非参加条項</u> <u>当社は、A種優先株主等に対し、優先期末配当金の額を超えて配当財産を交付しない。</u></p> <p>2. <u>議決権</u> <u>A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において一切の議決権を有しない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>3. <u>金銭を対価とする取得請求権</u> <u>A種優先株主は、平成31年4月1日以降、毎年、6月、9月、12月又は3月の最後の営業日を取得請求日として、当会社に対し、金1千万円単位の取得対価たる金銭の額を目安として、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（かかる取得の請求を以下「金銭対価取得請求」という。）、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、第三者割当増資又はこれらに類する事由があった場合には、当会社取締役会決議でその必要に応じて適切に調整することができる。）を乗じて得られる額の金銭を交付する。但し、当該取得請求日において、会社法第461条第2項で規定される分配可能額を超えて取得の請求が行われた場合、当会社が取得すべきA種優先株式は当会社取締役会の決議で定めることとし、これにより取得されなかったA種優先株式については、当該取得の請求がなされなかったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>4. <u>金銭を対価とする取得条項</u> <u>当社は、A種優先株式の発行後、当社取締役会の決議で別に定める日が到来したときは、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、第三者割当増資又はこれらに類する事由があった場合には、当社取締役会決議でその必要に応じて適切に調整することができる。）の金銭を支払う。但し、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、比例按分の方法により、当社の取締役会が決定する。</u></p> <p>5. <u>譲渡制限</u> <u>A種優先株式を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。</u></p> <p><u>(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</u> <u>第11条の3 当社は、A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。</u></p> <p>② <u>当社は、A種優先株主に対しては、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p>③ <u>当社は、A種優先株主に対しては、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">② 定時株主総会と同日に開催される種類株主総会については、前項の規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(種類株主総会)</u></p> <p>第17条の2 第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">② 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定に基づく種類株主総会の決議についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">③ 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定に基づく種類株主総会の決議についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">④ 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p style="text-align: center;">⑤ A種優先株式については、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定に基づく種類株主総会の決議を要しない。</p>

第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件

本議案は、下記1.に記載の理由により、会社法第199条の規定に基づき、下記2.に記載の内容で、株式会社ダスキン（以下「ダスキン」といいます。）に対して第三者割当により募集株式（A種優先株式）を発行すること（以下「本件第三者割当」といいます。）について、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係る募集株式の発行は、第1号議案による定款変更の効力が生じることを条件といたします。

1. 第三者割当により募集株式を発行する理由

(1) A種優先株式発行の目的及び理由

飲食業界においては、お客様の購買活動が大きく変化し、しかもそのスピードは相当に早いと見られ、先行きが見通し難い状況にあります。また、競合他社のみならず他業種他業態との顧客獲得競争が激化する等、経営環境はより厳しさを増しております。そのような環境下で、当社は、新たな成長事業を見出して経営資源を投入すること、及び停滞している既存事業を立て直すことが喫緊の課題であると認識しております。

このような状況を踏まえ、成長の見込める新たな事業に取り組むため、当社は、株式会社アスラポート・ダイニングと平成28年3月10日付で業務資本提携契約を締結いたしました。新規事業として、フランチャイザーとしての店舗展開を目指し、オリジナルブランドであるかつ丼・天丼の「かつてん」のフランチャイズパッケージ開発等を共同で進めております。

既存事業については、当社の主力ブランドである「ミスタードーナツ」を立て直すことが最大の課題であります。近年では「ミスタードーナツ」の売上が減少傾向にあるため、当社の業績に悪影響が生じておりますが、コンビニエンスストアのスイーツ類の質・量の充実や海外スイーツショップの相次ぐ上陸等により、競争環境はますます厳しくなるものと予想されます。このような中、当社が、フランチャイザーであるダスキンに協力を要請したところ、同社より、「ミスタードーナツ」店舗の改装関連費用を資金使途とする本件第三者割当のご提案をいただきました。そこで、当社は、かかる提案について慎重に検討を重ねた結果、当社の業績を回復させるためには、ダスキンから出資その他の協力を得て、主力ブランドである「ミスタードーナツ」の売上減少傾向に歯止めをかけることが必須であると判断し、同社を割当予定先として、本件第三者割当を行うことといたしました。

また、資金調達方法に関しては、当社の財政状態に鑑みて、公募増資、株主割当増資及び借入等の他の方法よりも確実性が高い資金調達が可能な第三者割当増資による方法が最善であり、さらに、議決権がなく、かつ、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項も付されていないため希薄化が発生しない、A種優先株式の発行が、既存普通株主の皆さまにとって最善の方法であると考えているに至ったため、ダスキンを割当予定先として、本件第三者割当を実施することといたしました。

(2) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容及び本臨時株主総会に付議する理由

当社は、A種優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、A種優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社から独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル9階、代表者 能勢元氏）（以下「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」といいます。）にA種優先株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、A種優先株式の株式価値算定報告書（以下「本価値算定報告書」といいます。）を受領しております。東京フィナンシャル・アドバイザーズは、A種優先株式が普通株式への転換権が付与されていないことから、優先権に着目した評価において一般的な算定方式を用いてA種優先株式の公正価値を算定しております。本価値算定報告書においては、A種優先株式は、1株当たり879円～1,075円とされております。

当社としては、本価値算定報告書に算定結果として記載された公正価値のレンジ内であることを踏まえて、A種優先株式の払込金額は有利発行に該当しないと判断しております。

しかしながら、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があり得ることから、株主の皆様意思を確認することが適切であると考え、念のため、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会での特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することいたしました。

(3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種優先株式を100,000株発行することにより、総額100,000,000円を調達いたしますが、前述の資金使途及びそれが合理性を有していることに照らしますと、A種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、A種優先株式には議決権がなく、かつ、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項は付されておられません。したがって、A種優先株式を発行した結果、既存普通株主の皆さまに対し希薄化の影響が生じることはございません。

2. 募集株式の内容

(1) 募集株式の種類

A種優先株式

(2) 募集株式の数

100,000株

(3) 募集株式の払込金額

1株につき、1,000円

(4) 増加する資本金及び資本準備金

資本金 50,000,000円（1株につき、500円）

資本準備金 50,000,000円（1株につき、500円）

(5) 払込期日

平成29年3月15日（水）

(6) 発行方法

第三者割当の方法により、次のとおり割り当てる。

株式会社ダスキン 100,000株

(7) A種優先株式の内容

A種優先株式の内容については、第1号議案をご参照ください。

以 上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

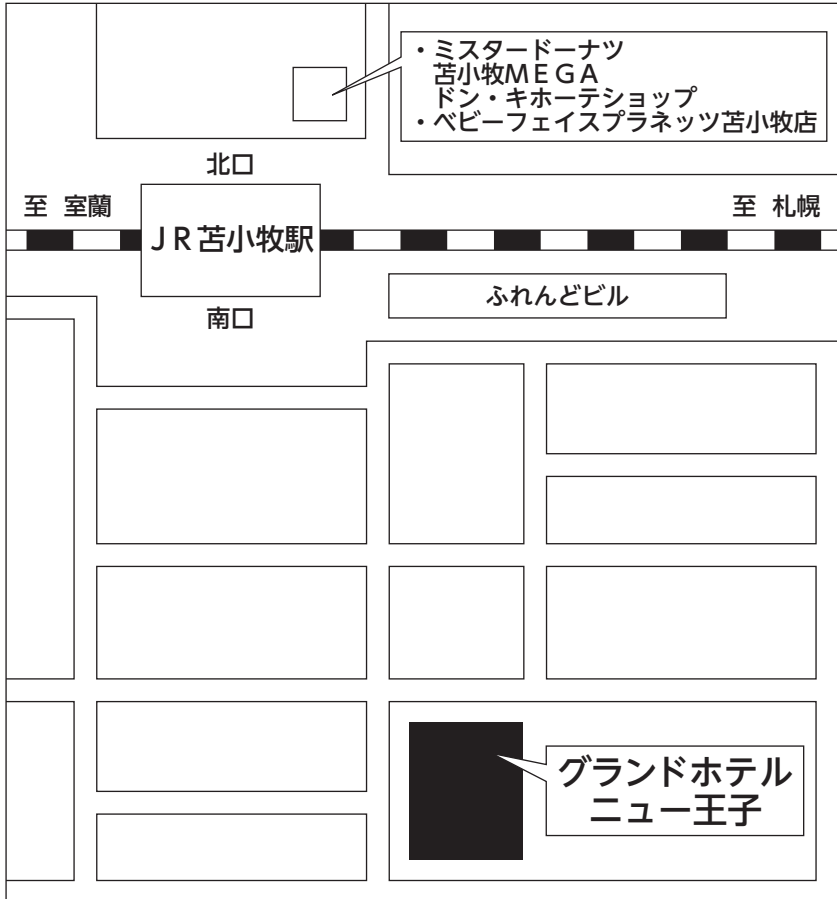
メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

場 所 : 北海道苫小牧市表町四丁目3番1号
グランドホテルニュー王子 2階 若草の間
TEL 0144-31-3111

最寄駅 : JR 苫小牧駅下車 南口より徒歩5分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。